



市 章

大津市公報

平 成 28 年 3 月 29 日
号 外 (第 27 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

| | |
|------------------------|---|
| ○ 規 則 | |
| 20 | 大津市行政不服審査会規則…………… 1 |
| 21 | 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則…………… 2 |
| 22 | 大津市消費生活センターにおいて消費生活相談の事務を行う日及び時間を定める規則…………… 7 |
| 23 | 大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規則及び大津市農業集落排水処理施設条例施行規則を廃止する規則…………… 8 |
| 24 | 大津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則…………… 8 |
| 25 | 大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則…………… 9 |
| 26 | 大津市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則…………… 11 |
| 27 | 大津市港湾の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 11 |
| ○ 告 示 | |
| 52 | 平成21年告示第141号(消費者安全法による消費生活センターの設置について)の廃止について…………… 11 |
| ○ 教 育 委 員 会 規 則 | |
| 4 | 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の施行に関する教育委員会規則…………… 12 |
| 5 | 大津市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則…………… 12 |
| 6 | 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則…………… 12 |
| 7 | 大津市教育委員会の会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則…………… 13 |
| 8 | 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 13 |
| 9 | 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則…………… 13 |
| 10 | 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 14 |
| 11 | 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 14 |
| 12 | 大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… 14 |
| 13 | 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則…………… 15 |
| 14 | 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則…………… 15 |

規 則

大津市行政不服審査会規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第20号

大津市行政不服審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第9号)第15条の規定に基づき、大津市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手続の非公開)

第3条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第4条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された

数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(公印)

第5条 会長の公印は次のとおりとし、総務部コンプライアンス推進室長がこれを保管する。

大 津 市
行 政 不
服 審 査
会 長 之 印

書体 てん書
方21ミリメートル

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第21号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、軽度・中等度難聴児に対して交付する補聴器購入費等（第16条において「補聴器購入費等」という。）の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、小児慢性特定疾病児童等に対して給付する日常生活用具（第17条において「日常生活用具」という。）の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、在宅重度心身障害者に対して交付する住宅改造費（第18条において「住宅改造費」という。）の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、大津市立障害者通所施設条例（平成24年条例第9号）第8条第3項の規定による使用料（第19条において「使用料」という。）の免除の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施等のために必要な資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事

務

(8) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、大津市立母子生活支援施設条例(平成22年条例第37号)第5条の負担金の徴収に関する事務とする。

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、大津市介護保険条例等施行規則(平成18年規則第65号)第20条各号に掲げる事業(以下この条及び第27条において「事業」という。)の利用の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答、事業の利用決定の取消し又は事業の利用に係る負担金の額の認定に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第7号若しくは同条第2項第6号又は地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第7号若しくは第7条の15の11第6号の認定(第28条において「障害者又は特別障害者の認定」という。)の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、低所得の障害者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額(第29条において「利用者負担額」という。)の免除の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額(第30条において「利用者負担額」という。)の軽減の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、大津市医療費助成条例(昭和48年条例第6号)第4条第1項の受給券(第31条において「受給券」という。)の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答、同条例第5条第3項若しくは第6条の規定による医療費の支払の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答又は同条例第9条第2項の規定による受給者の認定の取消しに関する事務とする。

第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、大津市老人福祉医療費助成条例(昭和57年条例第42号)第4条第1項の受給券(第32条において「受給券」という。)の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答、同条例第5条第3項の規定による医療費の支払の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答又は同条例第8条第2項の規定による受給者の認定の取消しに関する事務とする。

第14条 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、大津市医療費助成条例による医療費の助成に準じて実施する後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の助成(以下この条及び第33条において「医療費助成」という。)に係る助成券の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答又は医療費助成に係る医療費の償還払の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第15条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条若しくは第78条の地域生活支援事業(以下この条及び第27条において「地域生活支援事業」という。)の利用の申請に係る事実についての審査又は大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成18年条例第6号)第6条第2項の規定による負担金の額の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 地域生活支援事業の利用の対象となる者若しくはその者と同一の世帯に属する者(以下この条において「利用対象者等」という。)に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

(2) 利用対象者等に係る道府県民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいう。以下同じ。)又は市町村民税(同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))をいう。以下同じ。)に関する情報

(3) 利用対象者等に係る介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の要介護認定、同条第2項の要支援認定、同法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報(以下「介護保険実施関係情報」という。)

第16条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は補聴器購入費等の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 補聴器購入費等の交付の対象となる者の保護者又はその者と同一の世帯に属する者(次号において「保護

者等」という。)に係る生活保護実施関係情報

(2) 保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第17条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 日常生活用具の給付の対象となる者の保護者又はその者と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る生活保護実施関係情報

(2) 保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第18条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は住宅改造費の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 住宅改造費の交付の対象となる者若しくはその者と同一の世帯に属する者(次号において「交付対象者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(2) 交付対象者等に係る介護保険実施関係情報

第19条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は使用料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 使用料の納付義務者若しくはその者と同一の世帯に属する者(次号において「納付義務者等」という。)に係る生活保護実施関係情報

(2) 納付義務者等に係る大津市市税条例(昭和34年条例第1号)第74条第1項の固定資産税の減免に関する情報

第20条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請に係る事実についての審査、同法第63条の保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者(以下この条において「要保護者等」という。)に係る身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳をいう。以下同じ。)の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 要保護者等に係る固定資産税(大津市市税条例第3条第1項第2号の固定資産税をいう。以下同じ。)に関する情報

(3) 要保護者等に係る次に掲げる情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)

ア 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報

イ 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更に関する情報

ウ 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する情報

エ 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報

オ 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報

カ 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する情報

キ 生活保護法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する情報

第21条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下この条において「法」という。)第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは法第15条第1項の配偶者支援金の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下この条において「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この条において「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3

項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支給の実施に関する事務

- (2) 法第14条第4項（法第15条第3項及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (3) 法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務
 - (4) 法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務
 - (5) 法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務
 - (6) 法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 2 条例別表第2の7の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。
- (1) 法第14条第1項若しくは第3項の支援給付又は平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - (2) 要支援者等に係る固定資産税に関する情報
 - (3) 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第22条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は第6条に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある生活に困窮する外国人又は保護を受けていた外国人（以下この条及び第34条において「要保護外国人等」という。）に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- (2) 要保護外国人等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
- (3) 要保護外国人等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- (4) 要保護外国人等に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (5) 要保護外国人等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還若しくは同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する情報
- (6) 要保護外国人等に係る道府県民税若しくは市町村民税又は固定資産税に関する情報
- (7) 要保護外国人等に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報
- (8) 要保護外国人等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (9) 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
- (10) 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
- (11) 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- (12) 要保護外国人等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (13) 要保護外国人等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当支給関係情報」という。）
- (14) 要保護外国人等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情

報」という。)

- (15) 要保護外国人等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (16) 要保護外国人等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付支給関係情報」という。）

第23条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は児童福祉法第23条第2項の母子保護の実施に要する費用に係る同法第56条第2項の費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この条において「保護児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 保護児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 保護児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第24条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求（以下この条において「認定請求」という。）に係る事実についての審査、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出（以下この条において「支給停止に関する届出」という。）に係る事実についての審査又は児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出（以下この条において「現況の届出」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 認定請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 支給停止に関する届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 現況の届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

第25条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条若しくは第6条の資金（以下この条において「資金」という。）の貸付けの申請に係る事実についての審査又は同法第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は資金の貸付けに係る保証人又は資金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主に係る市町村民税に関する情報とする。

第26条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は第7条に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 保育事業（大津市立母子生活支援施設条例第3条第2号に規定する保育事業をいう。次号において同じ。）を利用する者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
- (2) 保育事業を利用する者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第27条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は事業の利用の申請に係る事実についての審査、事業の利用決定の取消し又は事業の利用に係る負担金の額の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 事業の利用の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者（第4号において「利用対象者等」という。）に係る生活保護実施関係情報
- (2) 事業の利用の対象となる者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 事業の利用の対象となる者に係る介護保険実施関係情報
- (4) 利用対象者等に係る地域生活支援事業の利用に関する情報

第28条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は障害者又は特別障害者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 障害者又は特別障害者の認定の申請を行う者（次号において「認定申請者」という。）に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 認定申請者に係る介護保険実施関係情報

第29条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は利用者負担額の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 利用者負担額の免除の申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 利用者負担額の免除の申請を行う者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 利用者負担額の免除の申請を行う者に係る自立支援給付支給関係情報

第30条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は利用者負担額の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 利用者負担額の軽減の申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 利用者負担額の軽減の申請を行う者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村

民税に関する情報

第31条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は受給券の交付の申請に係る事実についての審査、大津市医療費助成条例第5条第3項若しくは第6条の規定による医療費の支払の申請に係る事実についての審査又は同条例第9条第2項の規定による受給者の認定の取消しに関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 大津市医療費助成条例第2条第1項の対象者（以下この条において「対象者」という。）に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 対象者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 対象者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (4) 対象者又はその者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- (5) 対象者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (6) 対象者に係る児童手当支給関係情報
- (7) 対象者に係る自立支援給付支給関係情報

第32条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は受給券の交付の申請に係る事実についての審査、大津市老人福祉医療費助成条例第5条第3項の規定による医療費の支払の申請に係る事実についての審査又は同条例第8条第2項の規定による受給者の認定の取消しに関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 大津市老人福祉医療費助成条例第2条第1項の対象者（以下この条において「対象者」という。）に係る生活保護実施関係情報
- (2) 対象者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 対象者又はその者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

第33条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は医療費助成に係る助成券の交付の申請に係る事実についての審査又は医療費助成に係る医療費の償還払の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 医療費助成の対象者（以下この条において「対象者」という。）に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 対象者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 対象者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (4) 対象者又はその者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- (5) 対象者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (6) 対象者に係る自立支援給付支給関係情報
(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第34条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は第6条に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は要保護外国人等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報とする。

第35条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して支給する就学援助費の支給の申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者（以下この条において「申請者等」という。）に係る生活保護実施関係情報
- (2) 申請者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 申請者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

第36条 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため支給する就学奨励費の支給の申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者（以下この条において「申請者等」という。）に係る生活保護実施関係情報
- (2) 申請者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 申請者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市消費生活センターにおいて消費生活相談の事務を行う日及び時間を定める規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市消費生活センターにおいて消費生活相談の事務を行う日及び時間を定める規則

大津市消費生活センターにおいて消費生活相談の事務を行う日及び時間は、次に掲げる日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規則及び大津市農業集落排水処理施設条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第23号

大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規則及び大津市農業集落排水処理施設条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規則(昭和58年規則第9号)
- (2) 大津市農業集落排水処理施設条例施行規則(昭和60年規則第33号)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第24号

大津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大津市情報公開条例施行規則(平成14年規則第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「電話番号及び」を「郵便番号及び電話番号並びに」に改め、「あつては、」の次に「代表者の職名及び」を加える。

第8条第1項第1号中「録音カセットテープ」の次に「若しくは光ディスク」を加え、同項第2号中「ビデオカセットテープ」の次に「若しくは光ディスク」を加える。

第10条中「第20条」を「第20条第3項」に改める。

第11条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

様式第1号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に、「住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)」を「住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) に、「及び代表者の氏名」

を「並びに代表者の職名及び氏名」に改める。

様式第3号、様式第4号及び様式第9号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。」

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第10号中「に対する不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為についての審査請求」に、「第20条」を「第20条第3項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第11号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第25号

大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大津市個人情報保護条例施行規則（平成16年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 郵便番号及び電話番号

第10条第1項第1号中「録音カセットテープ」の次に「若しくは光ディスク」を加え、同項第2号中「ビデオカセットテープ」の次に「若しくは光ディスク」を加える。

第13条第1項第2号を次のように改める。

(2) 郵便番号及び電話番号

第19条第1項第2号を次のように改める。

(2) 郵便番号及び電話番号

第24条中「第46条」を「第46条第3項」に改める。

第25条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

様式第2号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に、「住所(居所)」を「住所(居所) 〒 - 」に改め、「2

写しの交付」の次に「(送付の希望 有・無)」を加える。

様式第4号及び様式第5号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第 9 号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に、「住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)」を「住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)」に、「及び代表者の氏名」を「並びに代表者の職名及び氏名」に改める。

様式第 10 号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第 11 号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に、「住所 (居所)」を「住所 (居所)」に改める。

様式第 13 号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。」

改める。

様式第 17 号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に、「住所 (居所)」を「住所 (居所)」に改める。

様式第 19 号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者とな

なります。) 、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。 」

「教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 」

改める。

様式第22号中「に対する不服申立て」を「又は開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に、「第46条」を「第46条第3項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第23号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第26号

大津市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

大津市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成18年規則第92号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第4条の見出しを「(審査請求人等の意見の聴取)」に改め、同条中「第12条第1項」を「第12条第2項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市港湾の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第27号

大津市港湾の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市港湾の管理運営に関する規則(平成21年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、同項第2号中「公用又は」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

告 示

大津市告示第52号

平成21年告示第141号(消費者安全法による消費生活センターの設置について)は、平成28年3月31日限り、廃止する。

平成28年3月29日

大津市長 越 直 美

教 育 委 員 会 規 則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する教育委員会規則を公布する。

平成28年 3 月 29 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守**大津市教育委員会規則第 4 号**

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する教育委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 の教育委員会規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の14の項の教育委員会規則で定める事務は、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して支給する就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答又は就学援助費の支給の取消しに関する事務とする。

第 3 条 条例別表第 1 の15の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため支給する就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答又は就学奨励費の支給の取消しに関する事務とする。

(条例別表第 3 の教育委員会規則で定める事務)

第 4 条 条例別表第 3 の 2 の項の教育委員会規則で定める事務は、就学援助費の支給の申請に係る事実についての審査又は就学援助費の支給の取消しに関する事務とする。

第 5 条 条例別表第 3 の 3 の項の教育委員会規則で定める事務は、就学奨励費の支給の申請に係る事実についての審査又は就学奨励費の支給の取消しに関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則を公布する。

平成28年 3 月 29 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守**大津市教育委員会規則第 5 号**

大津市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則

大津市教育委員会教育長職務代理規則（平成27年教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月 29 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守**大津市教育委員会規則第 6 号**

大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会会議規則（平成 6 年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則（第 2 条第 3 項、第 7 条第 2 項及び第17条を除く。）中「委員長」を「教育長」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条の規定に基づき、大津市教育委員会(以下「委員会」という。)の会議その他委員会の議事の運営に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「会議」を「委員会の会議(以下「会議」という。)」に改め、同条第3項中「委員長が必要と認めるとき」を「必要がある場合」に改める。

第6条第2号中「会議録」を「議事録」に改める。

第7条第1項中「事務局職員(以下「」及び「」という。)」を削り、同条第2項を削る。

第15条の見出しを「(議事録)」に改め、同条第1項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第2項中「会議録」を「議事録」に改め、同項第2号中「出席委員」を「教育長及び出席委員」に改め、同項第3号中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第3項中「会議録」を「議事録」に改める。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市教育委員会の会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第7号

大津市教育委員会の会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会の会議の傍聴に関する規則(平成6年教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第3条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第6条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第8条中「すべて事務局職員」を「全て職員」に改める。

第9条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第8号

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和32年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第9号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則（平成23年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の」を削り、「第18条第1項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第10号

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の」を削り、「第19条第4項」を「第18条第4項」に、「者」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第11号

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則（平成4年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。別表再任用職員以外の職員の部中「149号給」を「149号給から152号給まで」に改め、同部に次のように加える。

| | | | |
|----------------|--|-------|--|
| 153号給から156号給まで | | 3,550 | |
| 157号給 | | 3,550 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第12号

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成24年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表子育て支援型預かり保育の項を次のように改める。

| | | | | |
|-------------|---|---------|------------------|--------------|
| 子育て支援型預かり保育 | 志賀北幼稚園、志賀南幼稚園、真野幼稚園、真野北幼稚園、堅田幼稚園、仰木の里東幼稚園、下阪本幼稚園、唐崎幼稚園、志賀幼稚園、長等幼稚園、平野幼稚園、膳所幼稚園、 | 休業日以外の日 | 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 | 午後2時から午後4時まで |
|-------------|---|---------|------------------|--------------|

| | | | |
|--|---|----------|------------------|
| | 富士見幼稚園、晴嵐幼稚園、石山幼稚園、大石幼稚園、青山幼稚園、瀬田幼稚園、瀬田南幼稚園、瀬田東幼稚園及び瀬田北幼稚園 | 水曜日 | 午前11時50分から午後2時まで |
| | 仰木幼稚園、仰木の里幼稚園、雄琴幼稚園、日吉台幼稚園、坂本幼稚園、比叡平幼稚園、逢坂幼稚園、大津幼稚園、南郷幼稚園、田上幼稚園及び上田上幼稚園 | 火曜日及び木曜日 | 午後2時から午後4時まで |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第13号

大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則（平成6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「 この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、地方自治法及び行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この決定書の交付を受けた日（前記の審査請求をした場合又は滋賀県知事に再審査請求をした場合は、当該審査請求又は再審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市教育委員会が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月29日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第14号

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則（平成9年教育委員会規則第18号）の

一部を次のように改正する。

様式第3号中

「この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市教育委員会に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市教育委員会が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。